

序章 総合計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、昭和 54 年(1979 年)に吹田市総合計画基本構想を策定して以来、二次にわたる総合計画を策定し、「すこやかで心ふれあう文化のまち」を市の将来像として総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

平成 7 年(1995 年)を目標年次とした吹田市総合計画では、経済成長優先の時代から安定成長をめざす時代の転換期に、それまでの急激な都市化と人口の急増による様々な問題の打開に向けて、また、これに続く平成 17 年(2005 年)を目標年次とした吹田市新総合計画(以下「吹田市第 2 次総合計画」という。)では、人口の減少、高齢化の進行、商業業務機能の集積などまちづくりに影響を及ぼす大きな変化の下で、多くの課題の解決に向けて、都市基盤の整備、生活環境の保全、福祉施策の充実などの諸施策に取り組んできました。

それらの取組の中で、福祉施設や社会教育施設、体育施設、コミュニティ施設などの配置が進み、子どもや高齢者を支える福祉の充実などとともに、市民の生活の場からの環境保全への取組など地域での様々な自主的な活動が広がりを見せてきました。

しかしこの間に本市を取り巻く社会状況は大きく変化しました。都市基盤が整った千里ニュータウンでは急激な人口の減少と高齢化が進む一方、商業業務機能が集積している地域においては、卸売業での年間販売額の大きな落ち込みなど業務機能の停滞がみられ、地域の再生が課題となっています。また、市民意識調査においては、環境や防災に対する関心は高く、安全で安心できるまちづくりへの対応が求められており、地域ごとの特性を生かしながら、いきいきとした市民生活と地域を維持するための持続可能なまちづくりを進めることが強く求められるようになってきました。

以上の背景を踏まえ、吹田市第 2 次総合計画の目標年次を迎えるにあたり、市民、事業者、行政の協働の下で、これまでに積み重ねてきた成果を受け継ぎながら、新たな時代の諸課題に対応するために、吹田市第 3 次総合計画を策定するものです。

2 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

(1) 基本構想

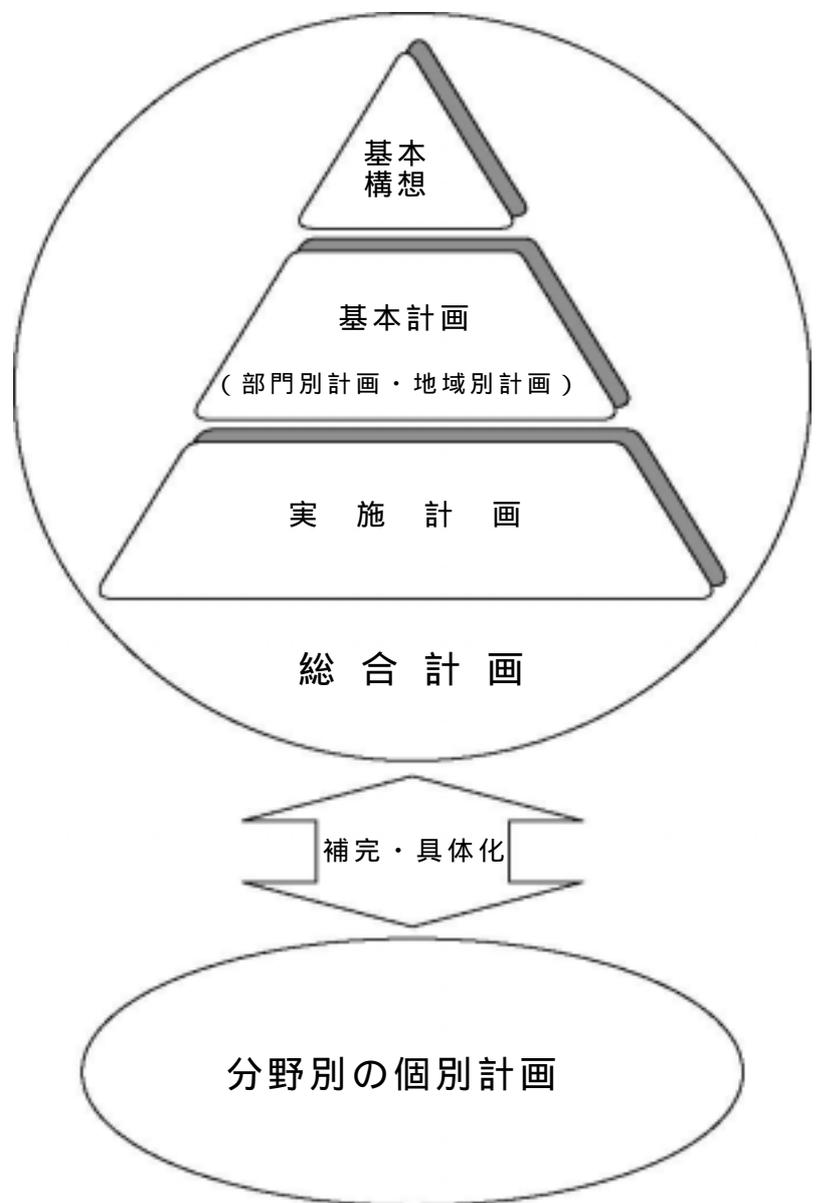
基本構想は、本市がめざすべき将来像とそれを実現するために必要な施策の大綱を定めるなど、まちづくりの基本方針を示すものです。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想において定めた施策の大綱に沿って、基本的施策を体系的に示す部門別計画と、地域ごとにまちづくりの方向性を示す地域別計画で構成します。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画において定めた基本的施策を効果的に実施するために、財政計画との連携を図りながら、具体的な施策・事業の内容を示すものです。



3 計画の期間

基本構想と基本計画の期間は、平成 18 年度(2006 年度)を初年度とし、平成 32 年度(2020 年度)を目標年次とする 15 年間とします。

ただし、基本計画については、社会状況の変化を見ながら中間年度の平成 25 年度(2013 年度)までに点検を行い、必要な見直しを行います。